

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 1 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和2年6月12日

開 議	午前9時30分	
日程第1	諸般の報告	
日程第2	報告第2号	専決処分の報告について (賠償損害額の決定及び和解)
日程第3	議案第22号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の一部改正)
日程第4	議案第23号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第5	議案第24号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正)
日程第6	議案第25号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
日程第7	議案第26号	専決処分の承認を求めることについて (組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)
日程第8	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第9	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号)
日程第10	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号)
日程第11	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)
日程第12	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
日程第13	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
日程第14	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号)
日程第15	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて

(岩出市税条例の一部改正)

- 日程第16 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正)
- 日程第17 議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第37号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第38号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第39号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第40号 岩出市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第43号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第44号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第45号 市道路線の廃止について
- 日程第27 議案第46号 市道路線の認定について
- 日程第28 議案第47号 動産の取得について
- 日程第29 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら
に準ずる者とするに関する同意について
- 日程第30 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出
について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第 2 号につきましては、質疑、議案第 22 号から議案第 48 号までの議案 27 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第 2 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明であります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○田畑議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 1 件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)

○田畑議長 日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)の件の報告 1 件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、報告に対する質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

報告第 2 号について、2 点質疑をさせていただきたいと思います。

報告の中では、市道の側溝に転落したというふうにされているんですが、そもそも側溝に転落したという事故の内容について、どのような状態でこのような事故が起きたのかという、この内容についてお聞きをしたいと思います。

それと 2 点目は、最近、畑毛のほうとか、たしか西国分、岡田の方面でしたかね、そういうところなんかでも、側溝の事故というようなものがあつたと思いますが、こういうような側溝の事故の報告というのが続いているわけなんです、当局として、市の見解として、どのような認識を持っておられるのか、この点、2 点をお聞きし

たいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 皆さん、おはようございます。

増田議員のご質疑についてお答えします。

1点目の事故の内容についてですが、令和元年11月7日午後8時に、市道根来川尻線岩出市森78番5地先を歩行中に道路側溝の開口部に足を踏み落とし、左足のくるぶしを負傷したものです。

現場の状況としまして、隙間両側の隣接地権者が、当時の道路管理者である和歌山県の許可を得て、それぞれの蓋がけ工事を行ったことにより、接続水路部分が残り、隙間ができ、加えて夜間は周辺に明かりがなかったため、見通しが悪い状況となっておりました。

2点目の市の見解についてですが、市といたしましては、この事故を教訓として、事故発生後、速やかに道路パトロールを行い、確認を行うとともに、同様の危険箇所については、水路管理者の同意を得て、隙間の蓋がけやラバーポール等を設置するなどの注意喚起を促し、また、道路照明設置基準を満たす道路については、道路照明を順次設置していくこととし、今後同様の事故が起こらないよう安全管理の徹底に努めてまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今、森とか川尻というそういうことが言われたんですが、要するに鉄板の蓋みたいなのがされとつやつに隙間が生じたというような説明だったんですが、現実的には、こういう蓋をするような工事というのは、どんな形で、本来、単に蓋だけやりゃええという、工事やっているときになっているのか、それとも今言われたように、照明というんですか、そういうやつなんかは規定上、工事やっているところには照明みたいなやつをするというのが本来の姿なのか、その辺ちょっと教えていただきたいんです。

それと、今、農免道路側のところで、多分下水の関係やと思うんですが、夜中にも工事をされて、交通整理なんかもされているんですけども、その部分じゃなしに、六差路の北側のところなのか、場所はちょっと改めて、もう一度、場所ここですというのを教えていただきたいんです。

それと、今回のような、こういうような事故という部分、以前には道路の蓋なん

かが外れかけていたというようなところがあって、そのときには全市的に調査するんだ、調査しましたというようなことなんかも言われたんですが、今回のようなこういうような事故のような、蓋をされているような場所という、そういうような点検なんかは、市としては、この事故以後されたんでしょうか、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 再質疑にお答えします。

まず、道路照明のことについてですが、今回の事故に関しては、工事中の場所ではなかったなので、道路照明等は設置されておりました。

蓋かけについては、本来は施工承認において、隣接の地権者が設置するものとなっております。

その事故後の点検についてですが、市道根来川尻線の点検の結果ですけれども、事故箇所を含めた開口部など10か所がございまして、コンクリート床板及び注意喚起用の視線誘導標等を設置しております。

場所についてですが、旧県道の市道根来川尻線の六差路というのは川尻の交差点のことですか。そこから北へ行きまして、農免のさらにもっと北になるんではございますが、ちょっと目印になるようなものが周辺にないので、すみません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、報告に対する質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 おはようございます。

報告第2号 専決処分の報告についてであります。事故の詳細については、今、若干述べられておりましたので、それについて改めて報告を、重複するところは結構ですけれども、二、三点についてお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、この事故の、今も答弁の中で地権者がすべきだということなんですけれども、事故の起きたところは、岩出市の管理の道路上で起きたのか、この地権者というのは誰のことを指して言われたのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、賠償補償額55万6,451円なんですけど、事故が起きて、経過的に、いつ示談に至ったのか、示談の日付。それから、補償額の市から持ち出しは幾らなのか。

保険で対応しておると思いますが、保険によって支払っているのか、この金額についてご答弁ください。

それから、この当事者、岡本さんでしたかね、岡本さんの判断する上において、100%市道管理のところでは事故を起こさないということはないと思うんですけども、何%かはやむを得ず不可抗力で発生すると。しかし、このような事故が度々起きるといのは、何らかの問題点があるというふうに私は見ております。この当事者との間における過失相殺について、何割過失相殺があったのか、これをお聞きをしたいと思っております。

それから、過去にも指摘して、点検を実施しておるということではありますが、この点検については、現在、何人体制で岩出市内の道路について実施をしているのか。それから、ローテーションでルーチンでやっておると思いますが、1日で全てを点検するということは不可能であろうと思っております。したがって、区域を決めて点検を実施すべきだと思っておりますが、その点検をした結果について、その対策が實際上、速やかにスピーディーに処理をしているのか、この点についてお聞きをしたいと思っております。

それから、言うまでもありませんが、事故が起きた後、事故が発生後に十分な点検をして、二度と起きないようにしますという、度々市当局のほうから答弁が繰り返されておるんですけども、私が走行中にいろんなところのカーブミラーとか点検をしておるんですけども、あそこの、ご存じかどうか分かりませんが、カーブミラー、ポールが曲がっておるというのがあるんですけども、これも長い放置をされております。場所については、後ほどまた事務方に申し上げたいと思っておりますが、こういうところも既に点検をしてないのではないかと思うんですけども、それについてご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員のご質疑について、通告に従いお答えします。

1点目の事故の詳細についてですが、令和元年11月7日午後8時に、市道根来川尻線岩出市森78番5地先を歩行中に、道路側溝の開口部に足を踏み落とし、左足のくるぶしを負傷したものです。

現場の状況としましては、隙間両側の隣接地権者が当時の道路管理者である和歌山県の許可を得て、それぞれの蓋かけ工事を行ったことにより、接続水路部分が残り、隙間ができ、加えて夜間は周辺に明かりがなかったため、見通しが悪い状況と

なっております。

2点目のその後の検証と対策についてですが、市といたしましては、この事故を教訓として、事故発生後、速やかに道路パトロールを行い、確認を行うとともに、同様の危険箇所について、水路管理者の同意を得て、隙間の蓋かけやラバーポール等を設置するなどの注意喚起を促し、道路照明設置基準を満たす道路については道路照明を順次設置していくこととし、今後同様の事故が二度と起こらないよう、安全管理の徹底に努めてまいります。

○田畑議長 詳細に全然答えてない、質疑に。

○矢代土木課長 失礼いたしました。

まず、今回の事故の過失に関する市の持ち出し分については、保険で対応するため、ございません。

側溝の設置についてがあったと思います。側溝の設置については、本来、乗り入れ等、隣接の地権者が利用するに当たり設置するものと考えております。

市と事故当事者との責任といいますか、過失についてですけれども、90%となっております。

点検の体制についてでございますが、平成30年11月から事業部と上下水道局の職員が連携して、市内を8エリアに分割し、毎月第2週及び第4週において、道路の状態、水道の漏水箇所、仕切り弁等の路面段差及びマンホールのがたつき等を点検しております。

○田畑議長 地権者、誰か。

○矢代土木課長 すみません。

今回、側溝抜けてたところの、蓋がけされてなかったところの地権者についてですけれども、ここは民地と民地の間の水路が接続されている部分となっております。その後、点検等を行った箇所、先ほど今回の箇所とかでございますけれども、今回の箇所について床板を設置して、蓋かけさせてもらっております。その他、ラバーポール等、危険と思われる箇所には視点誘導標を設置させてもらっております。

すみません。示談の日付ですけれども、5月14日となります。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 事故を起こした箇所につきましては、市道の道路側溝に蓋がけはしているんですけれども、道路側溝へ流れる水路があります。その水路の分が開口となっております。隣接の民地のところは蓋がけしておったんですけれども、道路側溝へ流れ込む水路、約40センチぐらいなんですけれども、その間は開口部となっております。

した。それ、水路の地権者、そこを蓋するに当たっては水路関係者の同意が必要となりますので、施工承認として、隣接地権者が蓋がけをするわけなんですけども、その水路分が開口となっておったので、その隙間のところに足を踏み外して落ちて、事故が起こった原因なんです。

その隙間が、夜で暗かったもんでありますので、事故が起こった原因になるんですけども、その分を同意を得て、水路を蓋がけして、今度落ちないように安全対策を取っているということです。

水路敷は市の管理になっています。財産は市です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 答弁が二転三転しとったら、我々、判断ができないわけですよ。まず、最初の土木課長が言われたのは、地権者がその分については、側溝なり、蓋をすべきだと言いながら、今、事業部長の答弁では、そのこのところについては市の管轄やということになれば、地権者が蓋をして、地権者の出費で蓋をすべきところなのか、それは明確にしとかないと、完全に地権者がやるべきところなのか、それとも岩出市の管理地なのか、それによって補償の仕方が違ってくるわけですよ。ただ単に、普通の溝に足を滑らせて、くるぶしが骨折したということになっても、それは私の管理地であれば、市は道義的な責任はあるとしても、補償する対象にはならないと思うんですよね。だから、そこを明確にして進めていかないと、この補償問題については錯誤が生じるということですので、最初の答弁について、さらに訂正があるなら言っていただきたいと思います。

それから、過失相殺で90%、この90%というのは岩出市の責任が90%あったということなのか、当事者の相手方が90%なのか、相手方が10%で岩出市、相手方が90%で岩出市は10%の責任しかないんだということなのか、その点も明確にこの答弁をしていただきたいと思います。

それから、点検のどこなんですけど、八分割をして、毎月第2と第4週についてやっているということなんですけども、点検した後の処理の仕方、これはどこに上げて、どのような形で処理をしているのか。今聞きますと、水道と土木課と共同でやっているというのは、責任の所在が明らかにならないんですよ。土木でやることなのか、水道でやることなのか、そこはすみ分けをして、あっ、これは水道の管轄だと、これは土木の管轄だということを明確にして、それを処理をしていくというような形の流れにしないと駄目だと思います。

それから、私の最初の質問で、何人体制で実施をしているのかについて、シフト、分割についてはご答弁がありました。何人体制で、これをローテーション組んでやっているのか、明確にご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

事業部長。

○田村事業部長 再質疑についてお答えいたします。

水路敷地につきましては、岩出市の管轄になっております。岩出市の管轄の水路に蓋をするということで、隣地の人から施工承認いただいて、道路管理者が許可して、蓋がけをしています。今、事故が起こった敷地につきましては、岩出市の敷地になってございます。

それと、過失割合の件なんですけども、市の過失は9割です。当事者の過失は1割です。その1割につきましては、危険を回避する余地の内と保険会社が判断したものでございます。したがって、市の過失が9割になります。

それと、点検なんですけども、今お答えしましたように、八分割を月2回実施しているわけなんですけども、上下水道局の職員と事業部の職員とで行っているわけなんですけども、今、議員おっしゃったように、道路管理のところに過失がある場合は、事業部土木課で修理を行ってございます。

水道局、要するに、水道弁とか、そういう関係については上下水道局で修理を行っております。それは決裁取って行っています。

土木につきましては、道路管理修繕費のほうで対応してございます。

何人体制につきましてはですけども、今、資料を持ち合わせておりませんので、また答弁させていただきます。

蓋がけにつきましては、市が危険と判断したものでありますので、開口部について、地元水利の同意を得まして、市が施工してございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 何回も質疑するのも私も疲れてきますので、1回でご答弁をいただきたいと思うんですが、道路管理の原則というのは、その管理者の責任においてやるべきだということです。

それから、土木課長が一番最初に、地権者がするんだと。今の部長の答弁では、同意を得て、蓋がけは岩出市でしましたということになれば、第1回目の土木課長の答弁が間違いですから、これは地権者がするんのではないんだということを明確

に訂正をしていただきたいと、そのように思っております。

それから、点検の何人体制でやっているのかということで、これは事業部長が、何人体制か、今分からのやと、後にしてくれと、こんなことでは危機管理体制のマニュアルからいっても、誰がどういうようにやっているのかと、管理監督者として把握をしてないに等しいんですよ。こんなことすら把握ができないような管理職、これでは、また同じような事故が発生しますよ。

点検をして上げてきたやつについては決裁してきたと思うんですよ。修理せなあかんと、これは改善せなあかんと、担当者が回って、課長、部長と上がってきて、部長の範囲で決裁できるやと、課長で決裁できるやと。そこでチェックができるわけですから、何人体制で誰と誰が行って、この状態を把握しているのかという報告もちゃんと上がっているのかどうか、再度ご答弁ください。

そして、議長、私が質問したことについては的確に答弁してもらうように、議長のほうから再度促していただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

非常に頼りない答弁であり、えらい申し訳ございません。

この道路につきましては、県からうちに移管を受けた府県間道路泉佐野岩出線の一部であります。その蓋がけは、道路に面した地主が県のその当時の認可を取って、施工承認を取って蓋をかけてあった。その水路については、水利権ということがあって、蓋を全てできずに開けてあったと思います。そうした状態のままで、岩出市が引き取ってあった。その中で事故を起こした。開いたところ、当然、敷地は岩出市であります。そうした中で裁判になって、瑕疵のほうで、市のほうで9割負担をしたといういきさつであります。

えらい頼りない答弁で申し訳ございませんでした。

○田畑議長 何人体制かというのは、後日調べてお知らせするというものでいいでしょうか。

○尾和議員 議長ね、こんなことは原課で把握しとかんと、すぐ答弁できるような体制を組んでやらないと議事が進行しないじゃないですか。

○田畑議長 今ちょっと手持ちにないということで。

○尾和議員 いや手元になかっても把握しておくべきだと言っているんですよ、原課で。そんなこと知らんで、原課は管理者として、ほんまに不的確ですよ。

○田畑議長 ちょっとお待ちくださいね。

○尾和議員 こんな事故何回起こしているんや。何回指摘しているんや。

○田村事業部長 体制は事業部と上下水道局、1人ずつ出して2人体制でやっているんですけども、その資料は、エリアはエリアで名簿は作っているんですけども、現在、その資料をちょっと持ってきてないんで、何人体制というのは、事業部全員じゃなくて、事業部29人おるんですけども、病気休暇の職員もおりますので、そこらの辺でちょっと把握していませんので、申し訳ございません。

○尾和議員 議長ね、私がこれ質問したら、担当課で、例えば、1人とか2人で、その都度替えて行ってるんだというような答弁してくれたらいいんですよ。私も納得するわけですよ。手元にありませんから、そんなもん後にしてくださいというような危機管理のないことでは困ると言っているわけで、実際にこういう事故が発生する要因になっているわけですから、きちっと原課で対応するという体制をつくって、私は何人体制でやれとか言っていないですよ。3人でやれとか、4人でやれとか、他の仕事もあるわけですから。その当時、例えば、1人の場合もあるでしょう。上下水道局と土木課で2人でやる場合もあるでしょう。それでいいんですよ。それでいいんだから、何人体制でという質問はしてない。何人でやっているんですかということについては、1人から2人あるいは3人でやる場合もありますというように答弁してくれたら、これはすつと済むことじゃないですか。

それを議長がちゃんと言わなあかんというんや。

○田畑議長 了解しました。

○尾和議員 議長ね、念を押してちゃんと言うてください。

○田畑議長 よろしくお願ひします。

○尾和議員 よろしくじゃないんで、やるべきだということをお願ひしてください。

○田畑議長 今、議員のほうから申入れがありましたように、質疑に対しては的確な答弁をよろしくお願ひいたします。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第2号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第29 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

○田畑議長 日程第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第29 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についての件までの議案27件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのまないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第27号をお願いいたします。

○増田議員 議案第27号については、国民健康保険税条例の一部改正です。この部分では、1点だけお伺いをしたいと思います。

今回の一部改正の条例によって対象となる国保利用者、この方の増える方もあるし、減額される方もあるという中身だと思いますが、影響額、増える方、また減額される方、この影響額が幾らなのかと。対象となる世帯数というのは何世帯なのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

今回の一部改正では、所得が高い方の基礎課税分及び介護納付金課税分の限度額の増額と、軽減判定所得の拡充により低所得者の国保税を減額する改正を行っております。

今年度6月5日時点の被保険者の状況で申し上げますと、基礎課税額の限度額を引き上げることによる影響世帯数は7世帯で、影響額は194万8,000円の増、介護納付金課税額の限度額を引き上げることによる影響世帯数は7世帯で、影響額は58万2,000円の増となります。また、軽減判定所得の改正による影響世帯数及び影響額につきましては、5割軽減につきましては、基礎課税分は19世帯、影響額は71万3,000円の減、後期高齢者支援金等分は19世帯、影響額は21万7,000円の減、介護納付金分は6世帯、影響額は6万4,000円の減であります。また、2割軽減につきましては、基礎課税分は12世帯、影響額は15万2,000円の減、後期高齢者支援金等分

が12世帯、影響額は4万6,000円の減、介護納付金分は9世帯、影響額が2万8,000円の減であります。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど引上げのところで、要するに引き上がる方の部分については7世帯分ということで194万円と、新規でしたか、58万円という形で、引き上がった額については、要するに252万円ということでもいいんでしょうか。ちょっとその辺の確認だけ、増税分というんですか、その部分の総額、これでええのかどうかという確認だけちょっとお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑、引上げの金額につきましては、今、ご指摘のとおり、194万8,000円及び58万2,000円の合計額が引上げの影響額ということになってございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第28号、よろしくお願ひします。

増田議員。

○増田議員 次に、28号の一般会計の補正予算の5号で11点あるんですが、1つずつお聞きをしたいというふうに思います。

今回の補正予算で、地方消費税の交付金、これが減額されてきているわけなんです、この理由はどうしてなのかという点。

それと2点目は、地方交付税、いつも毎年、地方交付税の算定という部分で議論交わすわけなんです、今年度というんですか、令和元年度のこの部分で、普通交付税と特別交付税、これで合計で3億円という当初からの見込み違いというものが出てきています。これ毎年言うんですが、本来、当初予算で計算した金額、それと、なぜ決算というんですか、年度末でこのような違いが生じたのかと。これはやっぱりしっかりと検証していく必要があると思うんですね。元年度の場合、係数上、計算していく上で、岩出市と国の違いというのは、なぜ起きてきたのか、その違いはどのようなものだったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、衛生費の手数料のところ、月額の部分で、元年度の場合は1,600万

円増額という結果になりましたという説明がされました。この月額、月ぎめというのかな、それで毎月で1,600万円という増額要因というものはどういうふうにして生じたのかという点、当局としてはどのように見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、保険基盤の安定で、県からの負担金という部分のところで、今年度の場合、増額というような形でなっています。これについては、なぜ2,000万円ぐらいのこのお金が、県の負担の増額というふうになったのか、この理由をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

5点目としては、不動産の売払い、これの部分で2,000万円余り、現実には行われてきたという説明でした。不動産として売り払った場所、この場所と、なぜその場所を売り払わなければならなかったのか。この点、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと6点目は、岩出駅のバリアフリー化、実際には工事も終わって、現実には岩出駅で使われているんですが、そもそもかなりの額が市として負担しなければいけないという予測をされていたと思うんですが、かなりの大きな額が減額になったので、これはどういうような理由で、このような負担金の減というふうになったのかという、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと7点目は、令和元年度において、今、通知カードとか個人番号カードというものが今あるわけなんですけど、元年度においての通知カードの発行、また個人番号カードの発行枚数というのが何枚ぐらいあったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと8点目として、母子福祉費において、システム改修費というのが、業者が無料で実施しましたと。だから、減額になりましたという、こういう説明だったんですけど、なぜ無料実施というふうな形になったのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと9点目は、農業人材力強化総合支援事業、移住支援事業という部分なんかも、岩出市、県とも併せていろんな事業やっているんですけども、該当者なしというような説明でした。たしか去年度も該当者なしというような状況じゃなかったかなという記憶もあるんですが、現実には、今の岩出市において、このような農業人材力強化総合支援事業とか移住支援事業、こういうものを実施していく上で、市としてその制度を活用できるような、そういう工夫というのは、元年度においてどのような形で工夫をしようとしてきたのか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、森林管理業務の必要性という部分で、森林管理業務を委託するという、こういうことを予定していたんだということを予算で組んでいたわけですね。ところが、補正では実績なしというような説明でした。なぜ実績なしということになるのか。当初もともと市として予定していた部分があるんですが、それはなぜ実績になしという形になったのか、この理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それで最後に、今、コロナという部分で、今も大きな影響も出てきているんですが、学校給食の運営費、この中で事前説明のときには、副食加工、パン加工、米食加工で700万円のこういう影響があったんで減額になりましたという説明でした。その中で令和2年度の補正予算、この中では実際に業者に対しての補償金というのは383万円というのが支払われるというふうになっているんですが、ちょっとこの辺で700万円の関係と383万円の補償費との乖離という部分かな、そういうのがどう見るのか、この辺の説明をちょっとしていただきたいと思っています。

それと、元年度時点で、3月の時点ですかね、給食費がなかったということで、補償を業者にされるんですが、業者に対しての補償金額という、この基準というのは元年度の時点ではどういうふうになっているのか。直接は、あとの補正で本来は聞くのが妥当なのかなとは思いますが、この時点で分かるのであれば、業者に対する補償金というのは、いつ頃支払うという予定を市としては考えているのか、この点、ちょっとまず最初に質疑をさせていただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員ご質疑の1点目と2点目、5点目にお答えします。

まず1点目、地方消費税交付金の減額理由はですが、地方消費税交付金については、平成29年度交付実績を基に、国が示す地方財政計画の伸び率を踏まえ、当初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正するものです。

次に、2点目の地方交付税において、普通交付税、特別交付税で3億円の見込み違いが生じているが、当初予算と比較して、係数上で国との違いはどのような指数が違っていたのかですが、地方交付税は国から配分される財源であることから、地方財政計画を踏まえて予算計上しております。

普通交付税については、平成30年度の交付実績を基に、国が示す地方財政計画の増減率を踏まえ、当初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正をするものです。また、特別交付税については、平成29年度の交付実績を踏まえ、当

初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正するものです。

次に、5点目の不動産売払いとして2,000万円余り行われているが、売り払った場所と理由はですが、法定外公共物等の売却については、単独利用が困難等の理由により不要となった法定外公共物を隣接地所有者が一体利用することを条件に売却しています。売却場所は、中黒の水路、安上の里道水路、堀口の里道、山の里道水路、中島の道路、川尻の水路の計6件です。土地については、宮86番1の旧岩出地区公民館跡地、根来277番2の旧労働省官舎跡地の一部の計2件を売却しました。両件とも施設撤去後は未利用地となっておりますので、市ウェブサイト等で公募したところ、応募があり、売却したところでございます。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 増田議員ご質疑の3点目についてお答えいたします。

衛生費手数料の月ぎめ分とは、事業系一般廃棄物をクリーンセンターに事業者登録されていて、ほぼ毎月搬入する事業所を対象としている手数料となります。

月ぎめ分を増額補正した理由といたしましては、令和元年度中に新たに物流センター等の大型商業施設が増えたことや、店舗の事業活動により事業所から搬入された事業系一般廃棄物が増えたことによるものです。

○田畑議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 4点目の保険基盤安定県負担金の増額の理由についてですが、保険基盤安定負担金は、国保被保険者の保険税負担の緩和と市町村国保の財政基盤の安定に資することを目的に、低所得者に対する保険税軽減相当額を一般会計から繰り入れる保険税軽減分と低所得者を多く抱える市町村を支援し、保険税負担を軽減するため、平均保険税額に保険税軽減世帯に属する一般被保険者数を乗じた額に一定割合を乗じた金額を繰り入れる保険者支援分があり、県の負担割合は、保険税軽減分が4分の3、保険者支援分が4分の1となります。

今回、軽減世帯に属する被保険者数が、当初見込み数より上回ったことにより、保険基盤安定負担金の交付決定額が増額し、それに伴い県負担金も増額となったものです。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 6点目、岩出駅バリアフリー化負担金の減額の理由についてですが、JR西日本株式会社和歌山支社が、令和元年度に行った岩出駅バリアフリー化事業に対する令和元年度分の国庫補助金額の確定に伴い、市の負担金について不用額を減額するものです。

負担金減額の要因としましては、令和元年度、事業の国の補助金対象金額の減により、市の負担金が減額となったものです。

補助率としましては、国3分の1、市3分の1、事業者3分の1で、市の補助額の2分の1が県から市に対し補助されます。

○田畑議長 市民課長。

○大島市民課長 ご質疑の7点目、令和元年度における通知カード、個人番号カードの発行枚数はについてお答えします。

令和元年度における岩出市での通知カードの再交付枚数は197枚、個人番号カードの交付枚数は1,872枚でございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 質疑8点目のシステム改修費についてお答えいたします。

昨年度、市の基幹系システムの入替えに伴い、別で稼働していた児童扶養手当システムを基幹系に取り込むこととなりました。当初予算計上時点では、児童扶養手当システムを開発した業者に依頼して、データを取り出すことを想定して、費用を予算化しておりました。しかし、基幹系システムの業者がデータを取り出すことができたため、児童扶養手当システムの開発業者に依頼する必要がなくなり、予算化していた分の費用が不要となったものです。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 9点目、農業人材力強化総合支援事業につきましては、那賀振興局、紀の里農業協同組合、岩出市農業委員会等、関係機関と連携を密にし、就農相談や農地の権利取得と併せて制度の活用に取り組んでいるところです。

また、移住支援事業については、和歌山県と連携し、東京一極集中の是正及び県内の中小企業等の人手不足を解消することを目的として、東京23区や東京圏からの移住について、制度の活用に取り組んでいるところです。

続きまして、10点目ですが、森林管理業務につきまして、令和元年度から全国一斉に開始された森林経営管理法に基づく事業として、本市においても当初予算において、森林環境譲与税の譲与見込額から森林経営管理業務委託見込額を計上していましたが、本市の森林経営及び林業がおおむね行われていない状況であるため、本年度、森林経営管理委託業務が必要な案件が発生しなかったためでございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 ご質疑11点目についてお答えいたします。

議員のご質疑は、議案第28号 令和元年度の一般会計補正予算第5号の専決処分

した金額と議案第33号 令和2年度一般会計補正予算第1号に計上している補償額383万4,000円との差ということだと思いますので、お答えさせていただきます。

令和元年度一般会計補正予算第5号に計上した学校給食運営費における学校給食に係る加工委託料は、副食加工委託料が484万円、パン加工委託料が108万5,000円、米飯加工委託料が104万3,000円の計696万8,000円となりますが、この補正額は令和元年度を通じての不用額であります。

議案第33号 令和2年度一般会計補正予算第1号に計上している補償額383万4,000円は、新型コロナウイルス感染防止により、3月2日から3月24日までの間、学校が休業したことによる給食関係事業者に対する補償金となっており、その内訳につきましては、加工委託料では、パン加工委託料75万5,837円、米飯加工委託料で102万5,605円で178万1,442円、それに加えて、賄材料費では、牛乳が98万9,932円、野菜が106万2,200円で205万2,132円となり、加工委託料と賄材料費を合わせまして383万3,574円となっております。

食数で申し上げますと、年間で87万191食を見込んでおりましたが、実績食数は80万3,245食であり、差引き6万6,946食の減ということになりますが、そのうち新型コロナウイルスの影響を受けた3月2日から3月24日の16日間の休業部分は6万4,286食となります。

今回の補償については、国からの要請により、学校臨時休業中の給食関係事業者に対する補償であり、その基準といたしましては、1点目、補償期間が3月2日から3月24日までの期間であること、2点目に、事業者に対して既に発注していた食材であること、3点目に、加工料の一律10%を削減した金額であること、4点目に、加工していないために消費税は算出しないで、円未満を切り捨てている。以上の基準になってございます。

なお、議案第33号 令和2年度一般会計補正予算第1号に計上している補償金383万4,000円については、本年5月29日に対象事業者に支払い済みでございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 2点目の地方交付税で3億円の乖離、これについては、私、今答弁いただいたような答弁というのは、中身聞いているんじゃないんですよ。いつも言っているんですが、数字上で、岩出市で人口割とか面積割とかといういろんな係数、いろいろありますんやか。それを基にして、岩出市は予算計上されているわけでしょう。実際には、市として、たしか、あれ計算指数8つか9つぐらいあったはずなん

ですよね。それが市の係数として、こういうような係数でしたと。最終的には、国の確定というんですか、それがこういう指数で計算されてきましたと。確定しましたと。

だから、この数字、ここに書いているように、係数上で何が違っていたのかと。その差がなぜ2億円という額で生じてきたのかと。やっぱりこれをしっかりとつかんで、もちろん市としてはつかんでいるはずだと思うんです。だから、つかんでいる計算上の数字がどうだったのかということを私これ通告で出しているんですよ。

3月の当初予算のとき、今年度のときなんかも、そういう数字上の計算式というのも含めて、資料を出してくださいというのも言ったんです。内部文書ですから出せませんと。それでも欲しかったら情報公開条例で出してくださいというようなことまで言われました。当初予算のときに、計算式、どういう計算式で出しているんですかと聞いて、資料欲しかったら情報公開条例で出してくださいと言われたら、情報公開条例は2週間かかるんですよ。議会終わっていますよ。他の自治体なんかでは、これこれ交付税については、こういう計算方式で、金額はこういう計算で計算しましたから、合計額が幾ら幾らになりますというね、そういう資料なんかもきちんと出してきているんです。

そういう点では、特に9月の決算のときなんかは、やはりそういう部分で、なぜそういうふうな違いが生じてきたのかということなんかも、市としてしっかりと見詰め直していく必要がやっぱりあると思うし、議会側としても、その辺のところの資料というのは、しっかりとした資料というのをやっぱり出していただきたいというふうに思います。

だから、そういう点でいうたら、先ほどの答弁で、国の計算式の確定がこうなったからというだけの答弁で、私ちょっと納得もできないし、なぜそういう違いというのが出たのかという資料、きちんとした計算式、これを請求したいというふうに思います。

この点については、議長に、これは当局に諮っていただきたいというふうに思います。

それと、保険基盤安定の県負担金、これは当初より人数が多かったと。見込みより人数が多かったということなんですけど、これ何人ぐらい、人数見込みよりも、当初よりも多かったんでしょうか。人数だけで結構です。ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、8点目の母子福祉のシステム改修費ですね、事前説明のときと説明がち

よっと違うので、改めてお聞きしたいんですが、事前説明のときには、業者が無料で実施してくれたんだという説明されたと思うんですね。でも、今聞いたら、そうではなしに、無料で実施したんじゃないし、もともと実施する必要性がなかったんで、システムの中で計算ができたので、改めてそういうシステム改修を行う必要がなかったんだという、こういうことなんで、その辺のところは説明のときに、無料実施というのは、ちょっと間違いだったのかなというふうには思うので、その辺のところだけはちょっと指摘だけさせていただきたいなというふうに思うので、もうちょっと丁寧な説明を今後していただければなというふうには思っています。

それと、農業人材力強化総合支援事業という部分なんかも、岩出市として事業そのもの自身について、やはりこういう制度そのもの自身を活用していただくことによって、やっぱり岩出市に定住してもらおうという、そういう大きな形にもなると思うので、市として、今のこういった制度というのが活用できないというのであれば、今後、制度そのもの自身をさらに充実していくという、そういう方向性は持っておられるのかどうかという点、この点をお聞きしたいと思うんです。

10点目の森林管理業務については、森林に関係する事業そのもの自身はする必要がないんだというような説明だったんですが、果たしてそうなのかなと思うところがあるんです。実際には、国の保安林であれ、なんであれ、森林伐採という、下草というんですかね、そういう部分なんかもしっかりと下草が生えてこないような、そういうような形の森林の荒廃ということにつながるというような手だてが、やはり岩出市なんかでも必要になってきているんじゃないかなというふうに感じているんです。

そういう点では、森林の管理という部分について、市として、下草刈りとかという部分の点では、どのような対応をしていかなければいけないのかというふうに感じておられるのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

以上の点だけ、ちょっと再質疑させていただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

当初予算の地方交付税の算定根拠についてですが、当初予算の算定については、国から出される地方財政計画、これは地方交付税法に定められておるものなんですけれども、こちらはあくまでも地方交付税の増減率が出されるものでありまして、議員おっしゃられている内容といたしましては、恐らく単位費用のことをおっしゃ

られているとは思いますが、そちらのほうは当初は示されておりません。ですので、当初予算に関しましては、国から出される地方財政計画の増減率、平成31年度の場合は101.1%を踏まえて、交付税の額を算定しておるところでございます。

○田畑議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

負担金の基となる被保険者の数が何人ぐらい多かったのかというご質疑でございますけれども、平成30年度の実績で7,442人であったものが、令和元年度において7,567人ということで、125人増となったものでございます。

以上です。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、児童扶養手当システムのデータを引き抜くことは実際やっております。もともとは開発した業者に引き抜いてもらうために予算を計上しておったんですけども、引き抜いたデータを入れるほうの基幹系のシステムの業者のほうで、それを無料で行ってくれたという形になっておりますので、説明のときは無料でという説明をさせていただいております。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業人材力強化総合支援事業について、市としての活用の方策とか制度の充実を考えないのかというご質疑だったかと思いますが、まず、この事業につきましては、国、農林水産省のほうから和歌山県を通じて、全国的に岩出市でも実施している事業でありまして、その事業スキームというのは全国統一でございます。岩出市につきましては、現在のところ、これに特別な何かを加えて制度を充実させるというようなところまでは考えておりません。

それから、森林経営管理のほうでございますが、森林経営管理法の対象としていきますのは、民有の人工林、植林された代表的なものは、杉、ヒノキなどですね、そういったものが植林された人工林を対象としておりますので、議員再質疑にございましたように、国の保安林であったりとか、人里近くの雑木林の下の草刈りというのは対象となりませんので、したがって、民有の人工林というのが岩出市内ではほぼ見かけない状況でありますので、森林管理事業の対象となるものが前年度はなかったということになります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 余り時間がないのであれなんで、簡単に言いますけども、本来、地方交付税の算定ですね、それを細かい他の自治体なんかでは計算式を基にして算定しているんです。岩出市では、そういう細かい算定式では計算していないという認識でいいのかどうか、この点だけ再度確認だけしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

当初予算に関しましては、地方財政計画、これは法律に基づいて出されておる数値ですので、それに基づいて当初予算の計上はしております。その後、当該年度に入りましたら、細かい単位費用等出てきますので、それに基づいて再算定はさせていただいているところでございます。

以上です。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時46分)

再開 (11時00分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

続きまして、議案第29号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 29号、国民健康保険特別会計補正予算、これ2点お伺いしたいと思います。

実際、今回基金へ積み上げられるわけなんですけど、今回積み上げられる基金と合わせて、基金合計は幾らなのかという点。

それと2点目は、今、新型コロナの影響というのが、今もずっと影響が出ている中で、今回、基金の活用方法、これについては、今後どのように活用されるおつもりなのか、また考えはあるのかどうか、この点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑1点目の基金へ積立てが行われますが、基金合計は幾らとなるのかにつきまして、令和元年度当初の残高1,095万7,215円から、前

年度の決算収支に伴う積立て等により、令和元年度中に9,511万9,626円を増加し、令和元年度末の時点で残高は1億607万6,841円となっております。

2点目の新型コロナの影響が出ている中で、基金の有効活用方法は考えているのかについてですが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由に、直ちに国保事業運営基金を活用していく考え方ではなく、本来の基金を取り崩す場合の考え方としましては、本市が県へ納める国保事業費納付金が増額となって、支払いに充てる財源不足額の補填に活用することや国保事業運営に著しく支障を及ぼす財源不足が生じた場合、財源不足額の補填に活用することを考えております。

以上であります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第30号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 30号、介護保険関係の補正でも2点お伺いしたいと思います。

説明では、介護認定審査会が開催減となったという説明がされました。これはどういう理由で開催減となったのか、この理由についてお聞きをしたいと思います。

それと2点目は、開催減によって審査されるべき件数とか、そういうこともやっぱり絡んでくる、開催が減ることによって、積み上がってくるのか、積み残しとかという、そういうのが出てこなかったのかどうか、そういう点で開催減の影響というのはどのような部分が出たのか、この点をお伺いしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員のご質疑の1点目、介護認定審査会の開催数減の理由についてお答えいたします。

高齢者の人口増に伴い、申請件数の増を見込んでおりましたが、実際は申請件数が前年度比106件の減、審査件数が73件の減となったことにより、予算で見込んでいた開催数と実績に差が生じたものです。令和元年度予算では89回の開催を見込んでいましたが、実績は80回でした。

2点目の開催減によって審査されるべき件数等で影響は出なかったのかにつきましては、平成30年度、令和元年度とも1回の開催件数は約30件で変わりなく、影響はございませんでした。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 認定審査会、これ自身は、今回、コロナが出てから開催されたんでしょうか。もしされたにしても、されなかったにしても、今後、現在、コロナの影響というのが続いているわけです。その点では、介護認定審査会の3密というのをやっぱり避ける対応は求められるという中で、どのような形で認定審査会を開催されているんでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

コロナの影響によって3密を避けるということで、当市におきましても審査会の開催については検討を行いました。やはりこれにつきましては、審査の適正化、審査をきちんと行うということで、審査委員が5名でありますので、大きめのお部屋で審査委員さんの距離も離して、お部屋の換気も行いながらということで、マスク着用、消毒ということで、3密の回避を徹底した上で審査会を開催しております。

今後もコロナの影響ということになりますが、現在のところ、近隣の市町村等も確認した中で、やはり審査会は従来どおり開催しているということで、市も従来どおり開催を予定を考えております。

ただ、コロナの影響による臨時的な取扱いというような国の示されていることもございますので、どうしても審査に当たって、施設等、面会謝絶というか、面会を拒否という場合につきましては、有効期間の延長ということも対応が可能となっておりますので、そこについても適切な対応を行っているところです。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第33号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 33号については、1点だけお伺いしたいと思います。

今、特別定額給付金の事業、これが今されているわけなんですけど、給付手続で、困難で未申請になっている方もやっぱりあると思うんですね。そういう方に対しての配慮というような点では、市はどのように考えておられるんでしょうか。ちなみに、もし分かるのであれば、昨日なりの時点で、特別定額給付金、今どれぐらい申請がされているのか、件数、もし分かればお答えも頂きたいというふうに思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 特別定額給付金で、手続困難で未申請となっている方への配慮につきましてですが、市では、市民の皆様からの申請手続等の問合せに対応するため、専用フリーダイヤルを設けております。フリーダイヤルの存在や電話番号を広く周知するため、申請案内を送付した封筒の表面に電話番号を大きく記載したり、広報いわでや市のウェブサイトにおいて広く広報しているところでございます。

申請書の記入方法について、聞きたいが電話だけでは不安で、直接相談しながら申請書の記入をしたい方もいらっしゃることから、市役所の第6会議室に給付金の窓口を設け、3密にならないように配慮しながら、職員が申請の補助を行っているところです。

障害等により申請手続が困難な方についても、申請手続が補助できるよう、地域福祉課障害福祉係と連携して対応を行っているところでございます。

また、現在、施設等に入所中の児童については、施設の担当者と連携し、申請漏れのないように進めております。

そのほか、国からの通知に基づきまして、申請手続が困難な状況にある方に対しては、可能な範囲で申請のサポートを行っているところでありますが、今後も皆様に申請を行っていただけるように事業を進めてまいります。

なお、申請件数ということでしたが、6月12日、本日、振込を予定している分を含めると、支給率は83%となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 2点ちょっとお伺いしたいと思うんです。

1点は、今も申請困難な方にいろんな対応をされているということなんですが、特に受給台帳ですか、もらえる方なんかにおいて、外国人の方、こういう外国人の方には、市としてはどのような対応というんですか、援助というんですかね、そういうのは市としてどのような対応をされているのかという点と、もう1点は、たしか、これ8月15日が申込みの期限だと思うんですね。実際には、今の時点で、私の聞いたときには、大体2万4,000件ぐらいのうち2万件ぐらいは、今申請来ていますということでしたけども、どうしても残りの方でなかなか申請しにくいという方なんかも含めて出てくると思うんですね。申請忘れてるとか、そんな方に対して、改めて再申請というんですか、こういう制度ありますけども、申請漏れていませんかというような再通知というようなことなんかは、市としては考えておられるんで

しょうか。この2点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、外国人の対応ですが、外国人につきましても、マスコミ等、テレビ等でも多く放送というんですか、紹介されておるところもあるということで、外国人の方も多く申請はいただいております。

あと、締切りですけど、8月15日ではなく、25日となっております。残りの方に関しまして、広報に給付金の支給について、申請締切りの月まで、6月、7月、8月、この広報に掲載を考えてございます。また、未申請の方には個別に申請を促す通知文を送付するなどの検討もしてございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第36号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 36号については、3点お伺いしたいと思います。

この国保税の一部改正で、条例に該当する対象者というのはどれぐらいあるのかという点。

2点目は、第26条の15、(2)のウに書かれている点なんですけど、減収することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下という、こういう表現というんですかね、これは何か非常に分かりにくいような気がするんです。実際には、どのようなことなのかというようなことをもうちょっと分かりやすくするような、そういう対応が要るんじゃないかなというふうには思うんです。実際には、この中身を理解するためのチラシとかパンフとかという、こういうのはやっぱり考えるべきじゃないかなというふうには思うんですが、こういった中身、今回の条例の中身のパンフというようなことなんかは考えておられるんでしょうか。

3点目には、前年度所得の合計額が400万円以下というふうにされているんですが、この400万円というふうにした理由というんですか、なぜ400万円以下というふうなところで区切ったのか、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目、条例に該当する対象者はどれぐらいと見込んでいるのかについてですが、新型コロナウイルス感染症が被保険者に及ぼす影響は千差万別で、予測困難であり、根拠のある数値として算出することはできません。

2点目の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年度所得の合計額が400万円以下という表現は、国保事業者にも分かりにくいものではないか、具体的に理解しやすいチラシやパンフの送付を考えるべきではないのかにつきまして、改正条例の引用条文は、厚生労働省と総務省が連名で発出した「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」の通知文書における減免基準の表現どおりに規定しているものでございます。また、国保税の減免周知チラシなどの送付につきましては、本市も減免対象者や減免対象となる国保税額算定方法などを分かりやすくまとめたものを作成し、令和2年度国保税納税通知書に同封して、国保被保険者の方への送付を考えております。

3点目の400万円とした理由についてですが、この400万円は、先ほどの厚生労働省と総務省が連名で発出した通知文書における減免基準の表現どおりに規定しているものでありまして、国の減免基準のとおり、市が条例に基づいて国保税の減免を行った場合には、減免に要する費用全額が財政支援の対象となります。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 この条例でいうと、事業所の方に対しての減免というように感じるんですが、そういう点では、先ほど、パンフレットとか、分かりやすいそのやつなんか送付を考えているんだということなんですが、送付を考えておられる事業所数というんですか、そういうのは何件ぐらいを想定されておられるのか。周知なんかは広報なんかでも併せてやっていくんだということだと思んですけど、少なくとも、今回のこの形で、岩出市としてもこういう制度やっていますよというのをどう知らせていくのか。また、送付を考えているということですので、いつ頃送付を考えておるのかという点、この2点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員再質疑のまず1点目、事業所対象かということでござ

いますけれども、これ、あくまで国民健康保険の被保険者、加入されている市民お一人お一人が対象となってございますので、そうご理解していただければと思います。

あと、納付書の発送につきましては、来週の発送を予定してございます。

対象人数としましては、現時点の計算では7,274件を想定してございます。

以上であります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第41号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 41号は、今年度、令和2年度の一般会計の補正予算です。この補正予算、非常に大事な市民を守るための予算というふうに考えるものです。そういう点では、今回、新型コロナの影響という点を岩出市としてどのような影響があり、どのように対処をしようというような認識の下で、補正予算を組んできたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、マスクとか消毒液、この購入については、各担当課ごとで予算計上という形で、この課でもマスクを買います、この課でもマスクとか消毒というような、そういうような説明がありました。そういう点では、市として一括管理というような形で対応というんですか、そういうんじゃないかに、担当課ごとというんですかね、担当課別で予算計上した理由というのは、どのような理由からなのかという点と、それと、実際現時点で確保できる時期と見通しという点はどのように見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、学校給食費での補償金というのが537万円という形で計上しているんですが、今後、対応面というんですか、これ以上増えるというようなことはないのかという点も含めて、今後の対応面については、どのような形で対応していくのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目は、敬老会の中止による弁当配布というようなことも計画をされているわけなんですけど、配布予定人数と配布時期、不在のとき、弁当配ったときに不在というようなことなんかも考えられるんですが、そういった不在時での配布体制等、市としては弁当配布についてどのように対応して進めようとしているのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

それと5点目は、今、国の持続化給付金、これの対象外となる事業者支援給付金、

岩出市でも始められるわけなんですけど、市として、該当する市内の持続化給付金の対象外となるような方の事業者数というのは、どれぐらいを見込んでおられるんでしょうか。また、申請の受付時期、これについても、いつ頃を想定しているのか、お聞きをしたいと思います。

最後に、妊婦さんに対する応援給付金という部分で、新たな施策が取られるわけです。2,900万円ということ想定されているんですけど、実際には、この事業を進めていくという部分で、実際には、今年度、岩出市の出生児というのはどれぐらいあるということを見込んで想定をされてきたのか。

実際には、ここ数年なんかは400名を超える子供さんの出生というものがあるわけなんですけど、この制度で、日によって区切るということによって、育児面という部分で、実際には同じ学年の方なんかでも支給される人と支給されない人が生まれるんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点でいうと、非常に不公平感というのが生じるんじゃないかというふうに考えるんですけど、この点を市としてどのように考えた上で、この施策を実施しようとしていくのか、この点、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑1点目と2点目にお答えいたします。

まず1点目、新型コロナの影響をどのように認識した上での補正予算と捉えているのかですが、和歌山県においては、令和2年4月16日の国の緊急事態宣言発出から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請や学校休校などの緊急事態措置等が実施されておりました。これらの措置による本市の市民生活や経済に対する影響を緩和するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業の検討を進め、補正予算を計上したところでございます。

事業の概要は、参考資料として提出しております一覧表のとおりですが、市民の皆様に対する支援、事業者に対する支援、公共施設等における感染予防、感染拡大防止に向けた取組の各事業を予定しております。また、事業の計画に際しては、支援対象のバランスを十分検討し、広く支援が波及するよう努めております。

次に、2点目のマスク、消毒液購入を各担当課ごとで予算計上していますが、一括管理対応ではなく、担当課別とした理由は、また、現時点で確保できる時期と見通しはについてですが、歳出予算の計上については、地方自治法第216条の規定に

よりまして、支出の目的により款項に区分しております。また、マスク、消毒液は、現時点においては市場の在庫不足も解消されつつあることから、補正予算成立後は、直ちに購入、配備を進めてまいります。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員の3点目のご質疑にお答えいたします。

学校給食運営費での補償金は537万7,000円を計上しているが、今後の対応面はどうしていくのかという点ですが、今回の学校給食費補償金は、4月と5月分の補償になります。

今後の対応につきましては、6月15日からは通常どおり授業を再開する予定ですので、給食についても通常どおり行ってまいります。

今後、新型コロナウイルスの感染が拡大し、学校休業措置を取らなければならない事態になった際は、給食関係事業者に対する補償の問題も出てくる可能性はございます。その際は、先ほどご説明させていただいた基準に基づき補償をせざる得ないものと考えてございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 ご質疑の4点目、敬老会中止による弁当配布を計画していますが、配布予定人数、配布時期、不在時での配布体制等はどのように考えているのかについてお答えいたします。

配布予定人数についてですが、対象は昭和21年12月31日以前生まれの方で、5月1日現在で6,365人の方です。

配布時期につきましては、9月19日から21日、敬老の日までの3日間程度を予定しております。

不在時での配布体制はどのように考えているのかにつきましては、お弁当を各戸配布するのではなく、事前にお弁当希望の有無を確認し、希望する方に対し、市内各公共施設複数箇所でお渡しする計画としております。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 5点目の持続化給付金、事業所支援給付金でございますが、こちらについては390件を想定しております。

それから、給付申請受付時期は、今回の補正予算が議決された後、7月から受付開始を考えております。

○田畑議長 子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 ご質疑の6点目の妊婦応援給付金についてお

答えいたします。

今年度の出生数につきましては、430人前後と見込んでおります。今回のこの妊婦応援給付金の対象者は、令和2年4月27日時点で出産していない妊婦の方で、令和2年5月31日までに母子健康手帳の交付を受けている方です。

なお、令和2年4月27日までに生まれたお子さんについては、特別定額給付金の10万円が支給されるため、不公平感はないと考えております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 支援金の給付事業ですね、これについては委託という形の対応を取られるのか、それとも職員が支援金給付事業を対応するような形になるのか、どこが請け負うのかという点、この点をお聞きをしたいというふうに思います。

それと、妊婦さんの応援給付金ですね、今、4月27日までに生まれた方なんかもあるんでいうようなことを説明されたんですが、現実的には、たしか5月31日までに、妊婦さん、妊婦手帳ですか、取られた方という形になるんやけども、実際には、例えば、6月1日とか2日に妊婦さんになられた方からしたら、何でというような、同じように妊婦を経験というんかな、していく中で、やっぱりなぜ、どうしてという不公平感というのが出てくるんじゃないかなというふうには、やっぱり思うんです。そういう点については、市としては、一定の区切りみたいなもの要ったんかも分からんけども、なぜ5月31日というところで日を決めたのか、その辺の基本的な今回の規定にした理由ですね、それを再度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、弁当の配布なんですけど、今、希望者に対して、取りに来てもらうような形の対応なんだということでした。いつも例年、敬老会に参加するというんかな、そういう部分については、聞き取り調査みたいなんされるんやけども、この点でいうたら、今回の聞き取りというんですか、弁当配布のための聞き取りというのは、大体いつぐらいを想定されておられるんでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、これも先ほど資料関係で、地方交付税の絡みでちらっと言うたんやけど、確かに、市のほうからは、今回の補正予算関係で、制度に関する関係資料というのが出されてきています。しかし、今もちょっと質疑で聞いたんですけどね、妊婦さんなんかに関する部分でも、なぜ2,900万円なのかと。何人を実際には想定されて考えておられるのか。事業者支援給付金についても、今390件だということをおっしゃったんですが、やっぱりこういう関係資料のところでは、やっぱりいろんな形で事

業をやっていく中の内訳、人数とか対象事業者数とか、そういう部分の内訳なんかも、併せて配付資料の中に書いていただいたら、わざわざ質疑というんですか、そういうのもしなくてもいいのに、もらった資料だったら、やっぱり分からないから、どうしても聞かざるを得やんというようなことが生じますんで、この点については、執行部なんかも答弁という部分も含めて、やっぱり時間の無駄というふうな形にもつながってくるところがあると思うので、その辺については、今後、資料の中身なんかについても、配付資料なんかも、内訳なんかも併せて書かれた資料を配付していただきたいというふうにも思います。

最後に、学校教育の部分なんかにおいては、やっぱり今もコロナの影響で大きな影響が出ている中で、残念ながら、今、岩出市教育長、不在になっています。こういう点では、やっぱり教育長の不在というのは、行政運営に大きな支障というのを生じさせているんじゃないかなというふうにも思います。そういう点では、今後、教育長の選任というんですか、そういう部分なんかについては、今後どのように考えておられるのか。早急に、やっぱり教育長を選任していく必要があるんじゃないかというふうにも思いますが、この点について、市としてはどのような考えを持っておられるのか、最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

例年、敬老会への参加者の聞き取りの調査を行っていたが、今回はどのような時期を想定しているのかということによろしいでしょうか。

例年の敬老会事業につきましても、8月に各対象者宅に職員が訪問して、案内状をお持ちしておりますが、今回は9月の敬老会事業は中止ですか、やはりお祝いの気持ちを込めてということで、職員のほうがお祝いのメッセージを持って、やっぱり従来どおり訪問をさせていただこうと考えております。そのときに、お弁当の希望についても、希望のお返事を頂けるように対応を考えておりますので、8月ぐらい、例年と同様の時期を想定しております。

○田畑議長 子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 再質疑についてお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援でありますので、当初、緊急事態宣言が令和2年5月31日となっていたため、5月31日までといたしました。緊急事態宣言中は、不要不急の外出自粛や都道府県をまたいだ移動の自粛が

求められ、帰省ができないなど、妊娠・出産に伴う近親者からの支援を受けられないなど、精神的にも不安を抱えやすい状況であったことからであります。

妊婦さん1人に対し10万円を支給させていただき、対象者は290人を想定しています。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 事業所支援給付金の受付の形態、方法についてでございますが、委託等ということでしたが、現在、詳細にはそこまで決定はしておりません。基本的には、職員で実施する方向では考えてはおりますが、外部なども含めまして、協力体制、どのように取っていくかということを検討してまいりたいと思います。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 教育長の選任のお話が出てございましたが、今日も職務代理者に出席をいただいております。教育長の職務を代行する者に関する規則というものがございまして、この規則に基づきまして、今、職務代理者という形を取っております。この職務代理者の会務のうち、事務局の事務、あるいは職員を指揮監督する職務、これは教育部長に委任することができるとなっております。私、その受任をしております。現在のところ、特に問題はございません。

教育長の選任ということにつきましては、この議案に関係ございませんので、お答えはできません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今回、いろんな形で質疑してきたんですが、やっぱり今、岩出市、今回のコロナにおいて、いろんな制度というのを実施されるわけです。その点で、各個人とかに周知される、広報に周知されるということも当然だと思うんですが、併せて、私、こんなときだからこそ市内放送、これをもっと活用してはどうかというふうにも感じる場所があるんです。

今、大体朝10時、4時ぐらいに放送なんかもされていると思うんですが、その放送に合わせてもいいと思うんですが、今回、岩出市で妊婦さんの応援給付金の施策もやりますよ、事業者支援給付金なんかについても行っていきますよということなんかも含めて、いろんな制度、せっかくなんで、そのときに、そういう制度があるので、ぜひ申請してくださいというような市内放送なんかももっと有効活用してはどうかというふうに思うところがあるんですが、この点について、そういう制度

の案内というのを行う考えなんかはないんでしょうか。このことをちょっと最後にお聞きして、質疑を終わりたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

市内放送を活用して、各施策のPRというんですか、してはどうかということですが、すけども、市内放送につきましても、今、まず雨等の多い時期でございますので、その中で各施策というのをそれを放送するというのは、現在考えてございません。

また、あらゆる媒体を使って、各施策については市民に周知させていただきたいと思っております。

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和議員、議案第22号をお願いします。

○尾和議員 まず、議案第22号、専決処分について質疑をさせていただきます。

質疑内容については、6点になります。

まず第1に、第24条の独り親としての概念と範囲についてお聞きをしたいと思います。

第54条、使用者を所有者とみなすことについてという形であるんですけども、賃借人についてはどのようなになるのか。

それから、第73条の3、移転登記が未了の際、提出しないとき、これは義務規定と私は理解しておるんですが、しない場合に罰則規定というのはあるのか。

それから、第10条の2の水防法の浸水被害軽減地区についてであります。これについては、固定資産税の減免措置をするということですが、岩出市において、この地区はどこになるか。

それと関連して、土砂災害警戒区域、同様に、岩出市にもあると思うんですが、これについては包含しているのか、してないのか。

それから、第31条の「等」とあるんですが、法人税現行制度に代えてとあるが、これについてお聞きをしたいと思います。

以上、5条について、いずれもこの改正については恒久的な理解でよろしいのか、質疑をいたします。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

ご質疑1点目、第24条における独り親の概念と範囲ですが、法制上において、子を有する寡婦、女性の寡婦です、と子を有する寡夫、以下、男性の寡夫を「かおつと」と発言いたします。それから、未婚の独り親、この3つの概念を併せた概念として、独り親を定義しております。前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除くとともに、住民票の続き柄に、夫（未届け）や妻（未届け）の記載がある者も対象外となります。

次に2点目、使用者を所有者とみなすことについて、賃借人にはどうなるのかとのことですが、賃借人から賃料を受け取っている所有者、例えば、死亡した登記名義人の相続人とかがおれば、その方が所有者になりますので、賃借人は所有者とはみなされないと考えます。

なお、今回の改正における使用者については、総務省から使用者の範囲等についての考え方や典型的な例等については、別途通知により示す予定であるとの事務連絡があり、今後、この総務省の通知等を待って、これに従い、令和3年度課税を行っていく予定でございます。

続いて3点目、移転登記が未了の際、提出しないとき、罰則規定はあるのかについてですが、第74条の3の規定は、相続登記が未了の場合における申告義務を規定しているため、提出しない場合は、第75条の規定により10万円以下の過料の対象となります。

次に4点目、水防法の浸水被害軽減地区は岩出市にあるのかとのことですが、岩出市には該当地区はございません。また、土砂災害警戒区域に関してはどうかのことですが、土砂災害警戒区域は、議員おっしゃったとおり、岩出市にはございませんが、この第10条の2のわがまち特例の規定には該当いたしません。

次に、5点目の法人税現行制度に代えてとあるが、どうかについてですが、国税である法人税において、企業グループ全体を1つの納税単位として申告する連結納税制度に代えて、各法人が個別に法人税額を計算し、申告を行う個別申告方式とされたということでございます。この法人税の改正に伴い、地方税法や租税特別措置法に項ズレ等が生じたことによる規定の整理でございます。

なお、地方税である法人市民税は、従来から各法人を納税単位で計算しておりますので、今回の条例改正については、関係規定の整理のみで、法人市民税における実質の運用は何ら変わりはありません。

最後に6点目、いずれも、この改正は恒久的なものかについてですが、期限が規定されておりませんので、今後、改正がない限り、この改正の内容のままということとでございます。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 第24条に関してですが、この条例改正については、私、過去、この議場で一般質問して、適用にすべきだということで、やっと実現したかなという感想があるんですけども、例えば、独り親、シングルマザー、これについては還付控除が今までなかったものが、今回新たに未婚の親についても対象になったということで理解をしておるんですが、それでよろしいのか。

それと、この場合に、養父母の場合は、この対象の範囲になるのか、再度お聞きをさせていただきたいと思います。

それから、54条の使用者についてですが、総務省の通達によってということですが、これはいつ頃、総務省のほうから当市に連絡が来るのか、それについてお聞きをしたいと思います。

使用者を所有者とみなすということについてですが、73条の3の関連もあるんですけども、相続登記が現実的に実施されなくて、未登記の法定相続人に登記をしていない場合、これは多くの物件について発生をしておるんですが、その場合に、市としてどういう手だてをしていくのか、そのお考えがあるなら、お聞きをしたいと思います。

罰則規定については、75条で10万円ということですが、提出しないとき、これは期限を設けているのか。何年以内に提出しないと罰則規定が適用されるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、10条の2の浸水被害軽減地区に該当地区はないということですが、当市として、その浸水被害の過去起きたところについて、この状況をどう見ているのか。

それから、これの指定については、岩出市で考えているのか、県が指定をするのか。

それから、土砂災害警戒区域についてですが、これについても、同様にどのような手続において、今後指定されることになるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、31条の件ですが、連結決算で国税であるんですけども、どのようなよう

に理解していいかなということ、いろいろ私も考えたんですが、本来、本社が東京にあって、岩出市に支店がある場合、国税については、東京都のほうに、連結決算の下に納税されるという仕組みになっておりますが、このことによって各出先において、各地方自治体に納税の義務があるのかなのか。所得に対するそういう取扱いになるのか。いや、そう違うんだと。従来どおり国税については、本社において、その所在地において納付するということ、これについて再度質疑をさせていただきます。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

第24条は、個人市民税の非課税範囲のことを言っておりまして、尾和議員おっしゃった扶養控除、寡婦控除のことにつきましては、第34条の2で規定されております。今回、尾和議員のおっしゃったとおり、独り親ということが新たに追加されたということでございます。これについては、シングルマザー、それからシングルファーザーということも入るということでございます。

それから、養父母につきましては、養子縁組等をしておりましたら、子ということになりますので、入るということでございます。

次に、第54条について、いつからということだったかと思うんですけども、申し訳ございません、総務省のことは、いつ頃来るかということであったと思うんですけども、それについては、まだこちらのほう、待っておるんですけども、まだ来ていないということでございます。この54条については、令和3年度課税となっておりますので、まだちょっと猶予があるかなというふうに考えてございます。

それから、第74条の3、未登記は、手だての期限ということだったと思うんですけども、期限は3か月を経過した日までに申告をしていただかないと、罰則規定があるということでございます。

次に、第10条の2の浸水の規定についてでございますけども、岩出市、この浸水被害軽減地区というのは、輪中堤防、それとか自然堤防等の既存の盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定し、保全するために、平成29年に水防法改正されて、浸水被害軽減地区の指定制度が創設されました。

ただし、指定には全ての地権者の同意を要することから、令和元年8月時点で1か所にとどまっておるということです。

和歌山県内は、こういう指定は、岩出市にはこういうことによって、この指定に

至るものはありませんということでございます。

次に、31条でございますけども、国税のことをちょっと聞かれておりますので、私も国税のことになりますのであれなんですけども、連結納税制度から、それから個別申告方式に変わったということでございますけども、個別になったものをそれぞれ計算していき、損益通算につきましては、一括して、この制度については残っております。それから各所得を計算しまして、個別に計算していくということでございます。

それから、法人市民税の計算式につきましては、岩出市に事業所がありましたら、法人市民税がかかるということでございます。

以上でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 1番の内容についてはよく分かりました。

それから、73条の3についてですが、今、課長のほうから、3か月以内にしないと罰則規定があるんだということですけども、これは3か月以内に現行制度でやる場合に非常に無理があります。現在も所有者が不明の場合、枝葉がついて、法定相続人が、孫、ひ孫まで発生しますから、それを特定して、法定相続人を確定して、その人の遺産分割協議書を同意をもろて作成するということになりますと、通常、一般的に2年ぐらいかかるんですよ、それを専属にやっても。全国に散らばっておりますんで、それを3か月以内にこの罰則規定が適用されると、未登記の人については、非常に問題があるということですので、これについては再度検討していただくことをお願いをしたいと。特例を設け、その項目を追加をして、未登記についての条項にプラスをすべきだというように思います。

それから、一番最後の法人税の現行制度、私はここで聞いたのは、例えばの例ですけども、和歌山に支店があって、本社が東京の場合、国税は本社のほうから東京都を經由して納められるということになると思うんですが、例えば、利益が生じた場合に、今そこが非常に地方自治体の不満の要因になっているわけですよ。各事業所をその地方自治体のある場合は、そこに応じた決算をした場合に利益が上がれば、それに応じて、法人市民税については分かるんですけども、所得に対する課税を各地方自治体に、私の考え方も、全国的に言われているのは、移管をすべきであると。一極集中にするということは、やっぱり避けるべきだというふうに、各地方自治法の長も言っておるんですが、これについて、私、今の答弁ではちょっと分かり

にくいかつたんで、再度お願いをしたいと。

それから、水防法の岩出市の海面ゼロメートル地帯、これについては、その対象になるのではないかなというように思うんですが、今の答弁では該当する地区は岩出市にないということですが、過去の水害の関係から見て、岡田地区とか、中島地区、紀の川に隣接しているゼロメートル地帯のところについては、この軽減地区の対象になるのではないかなというふうに思うんですが、これについて、岩出市で県が指定するのであれば、県のほうに具申をするというような手だてをしないのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑についてお答えいたします。

まず、74の3の3か月ということですが、それがちょっと短いのではないかとありますが、74条の3が3か月ですが、75条の罰則規定は、現所有者が前条の規定により申告すべき事項について、正当な理由がなく申告しなかった場合には、その者に対して10万円の過料を科するということがございます。正当な理由がございましたら、それは延びるということがございます。

それに、今現在も、死亡した後に、岩出市のほうで調べまして、相続人代表者兼死亡者名義の固定資産現所有者届出書というのを出していただいております。この届けを相続人、私たちが調べた相続人とか、それとか死亡届の出していただいた方とか、いろいろそういうことを調べまして出していただくと、大体すぐに出していただけるということになっておりますので、3か月というのは妥当かなと思っております。

それから、浸水のほうの10条の2の浸水被害軽減地区ということですが、これはまず、浸水被害軽減地区に指定するときに、まず、洪水浸水想定区域内ということになっております。洪水想定浸水区域内というのが和歌山県で決められておまして、紀の川で言いましたら、橋本市、それから和田川、亀の川とか、日方川とか、いろいろずっとあるんですけども、決められた浸水想定地区に紀の川の岩出市が入っておりませんので、輪中堤とか、自然堤防もございませんので、そこには該当しないと考えております。

次に、法人税の件でございますが、先ほどもちょっと申しましたように、法人税でございますので、法人市民税のことは分かっているとおっしゃっていたんですけども、法人税のことでございますので、今回、グループ全体を1つの納税

単位として連結する連結納税制度というのから個別申告方式に変わったということ  
でございますけども、損益通算等、基本的な枠組みを維持しつつ、変わったという  
ことでございます。

今まで連結で東京の本社のほうでやっていたのを損益通算はしつつ、個別に法人  
税額を申告するということになったということでございます。

以上です。

○田畑議長　しばらく休憩いたします。

午後 1 時 20 分から再開します。

休憩 (12時07分)

再開 (13時20分)

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第23号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　議案第23号について質疑を行います。

前項の質疑のときと同様の内容ですので、ただ 1 点だけ、指定は誰が決めるのか。  
公示ですね、これについてはどこがするのか、この 1 点のみ質疑を行います。

○田畑議長　答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長　尾和議員の質疑についてお答えいたします。

指定は誰が決めることとなるのかとのことですが、浸水被害軽減地区の指定にお  
いて、水防管理者が行うものとなっており、水防法第 2 条において、水防管理者と  
は、水防管理団体である市町村の長、または水防事務組合の管理者、もしくは長、  
もしくは水害予防組合の管理者をいうと定義されております。

また、告知はあるのかとのことですが、浸水被害軽減地区の指定の際には、水防  
法施行規則第19条の3の規定により、公示及び土地所有者への通知を行うこととな  
っております。

以上です。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長　続きまして、議案第26号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　議案第26号について質疑を行います。

今回の名称の変更、移管の点であります。どのようなシステムで、どのような経過をとって検討され、変更されたのか。

それから、子ども・健康課、これは私の個人的な私感なんです。非常に分かりやすいということで、これだけ残された。なぜ変更しなかったのかということなんです。ほかの名称についても、支援課とか、援護課とか、いろいろあるんですが、一般市民の感覚として分かりにくいんですよ、実際のところ、役所の仕事というのは。だから、そういう意味では、分かりやすい言葉を名称にするというのが原則ではないかなと思うんですが、これについて質疑を行います。

○田畑議長 答弁願います。

生活支援課長。

○中井生活支援課長 尾和議員の質疑にお答えします。

1点目の担当の変更につきましては、昨年度、生活福祉部の機構改革を行い、1年間、各課において事務を実施してきた中で、一部の課の事務が煩雑化するなどの問題が生じてきたことから、より市民に分かりやすく、効率的に事務事業に取り組む観点も含め、生活福祉部内で改めて検討した結果、係を所管する課の見直しを行ったものです。

具体的には、地域福祉課にありました総務福祉係と人権啓発係を生活支援課に、子ども・健康課にありました健康推進係を保険年金課にそれぞれ移管しております。これにより生活支援課を福祉業務の総務とし、地域福祉課は高齢者及び障害者に関する事業、子ども・健康課では子育てに関する事業、保険年金課では国保の特定健診等の保健事業と一般事業として実施している成人保健事業を一体的に実施できるようになり、市民により分かりやすく整備が図られたものと考えております。

2点目の子ども・健康課をなぜ変更したのかにつきましては、昨年度まで、がん検診や特定健診等の大人の健診事業を子ども・健康課と保険年金課に分かれて実施していたため、間違った問合せが多く見られておりました。そういった点も含めて検討した結果、子ども・健康課は、主に子供に関する事業を所管し、国保や後期高齢など、成人の来庁者が多い保険年金課に健康推進係を移管したため、変更したものであります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 平たく言えば、先ほども若干申し上げたんですが、市民に分かりやすい、理解しやすい課の名称を呼称として表示をすると。これは各地方自治体でも検討さ

れているんですけども、やはりそういう点では、まだまだやなというふうに思っていますので、これはそういう意見だけ申し上げておきたいと思います。

答弁は結構です。

○田畑議長 続きまして、議案第28号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第28号について質疑を行います。

まず、繰越明許費の補正という形で、防災公園建設事業があります。これについての内容、西のプールのところではないかなと思うんですが、どういう事業で、どのような内容になるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、一般廃棄物処理手数料の増額が出てきておるんですけども、これについてはどういう理由で増額になったのか。

それから、農業人材補助金、これについては午前中の質疑にもありましたので理解できましたから、質疑の答弁は結構です。

それから、法定外公共物に関しても、これも答弁は結構です。

それから、土地売却収入の明細、これもありましたので、改めて答弁をいただかなくても結構です。

それと、岩出駅バリアフリーの負担金の問題であります。これについては、既に完成をしたということなんですが、当初のバリアフリーにおける予算見積りと、現行、完成した段階での金額の差がどれだけあったのか、そういう点で質疑を行いますので、ご答弁をお願いします。

それから、予防費のマイナスで1,500万円計上されております。これはどういう理由なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、県営ため池負担金について、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、公営住宅工事請負費のマイナスであります。これは業務と耐震化ということでお聞きをしておったと思うんですが、当初の見積りと、なぜこのような差額が出てきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、危険ブロック補助金についてですが、現行の制度で、危険ブロックの改修の件数と、実際に予算計上して1,000万円から計上されておったんですけども、實際上、この危険ブロック、岩出市で調査をされて、所有者に対してアプローチをするなり、取組をされてきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、基金費の積み増しについてであります。これについては答弁は結構

です。午前中の中でほぼ理解できましたので、これについては結構です。

以上です。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の防災公園建設事業の内容についてお答えいたします。

防災公園建設事業は、堀口プールの跡地を利用し、平常時には交通公園を含めた市民に親しまれる公園として、災害発生時には一時避難所としての機能を備えた防災公園を建築するものでございます。

繰越明許費の内訳については、建築工事や土木工事などが主なものでございます。

続いて、岩出駅バリアフリー化の負担金で、当初予算と実際の比較の差ということで、岩出駅バリアフリー化の事業費2か年に対する市の予算額は、当初1億5,432万5,000円で、補助金確定後は8,465万5,000円となっております。

次に、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金につきまして、これにつきましては、実績としましては、令和元年度が交付決定10件で、補助金が236万2,000円となっております。

住民への周知等につきましては、広報紙や市のウェブサイトでの周知をはじめ高齢者を対象とした市のふれあい学級と、また教育委員会とも連携を図りながら、周知、啓発に努めております。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 尾和議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

午前中の増田議員の質疑でもお答えいたしましたとおり、一般廃棄物処理手数料の増額理由といたしましては、令和元年度中に新たに物流センター等の大型商業施設ができたことや、経済活動により事業所から搬入された事業系一般廃棄物が増えたことによるものです。

○田畑議長 土木課長。

○矢代土木課長 ご質疑にお答えします。

県営ため池負担金についてですが、これは県で実施している県営ため池整備事業費の減額に伴う市の負担金の減額となります。

続きまして、公営住宅工事請負費のマイナス理由についてですが、これは工事の確定によるものです。

なお、積算資料等により適切に積算はしていますが、入札参加者が企業努力等に

より、応札額が低かったことによる差が生じたものでございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

質疑の予防費のマイナスについてですが、これは予防接種委託料の実績に伴う減額となっております。子供の予防接種では、四種混合、小児用肺炎球菌、ヒブワクチン、B型肝炎などで、出生数が当初見込みよりも少なかったこと、成人では、高齢者肺炎球菌で接種者が少なかったこと、及び昨年度から新規事業である風疹の抗体検査及び予防接種で、当初見込みほど受診者が伸びなかったことによるものです。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 防災公園の事業なんですが、現在、着々と工事が進んでおるんですけども、これらの工事の内容について、詳細が決定された場合には議会にこういう内容で建設しますよというような親切心は岩出市はないんでしょうかね。だから、一々本会議の質疑で聞かないと答弁がされないということなんですが、例えば、現在の平米数、これは建屋の平米数、どういう設備内容があるのか。防災として機能した場合に、避難所というのもあると思うんですが、コロナ対策の問題で、収容人員が制約されるということ等もあって、何人ぐらい、防災公園の施設に受入れができるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、一般廃棄物の処理の問題ですが、当然、各事業所からはその処理費用については、費用として上がってきておると思うんですが、費用対効果の点でプラスマイナス、実態はどうなったのかということをお聞きをしておきたいと思いません。

それから、岩出駅のバリアフリーの件であります、これで見ますと1億5,000万円かかって、実際は見積りが1億5,000万円で、実際は8,000万円、だから6,000万円の差額が出ておる、単純計算しましてね。なぜこのような見積りの差が出てくるのか。同様に、公営住宅工事請負費のマイナスについても、なぜこういうような予算の見積り、積算根拠を出して、企業努力、入札努力やと言われるんですけども、なぜこういうような開きが出てくるのか。そういう余裕の金があるのであれば、必要なところに使っていく。この市民目線で、市民に還元をしていくということにお金が使われるわけですから、そのような視点で、予算の見積り、積算根拠ももっと具体的に分かるように、市民が分かるような形ですべきだというふうに思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、予防費の点であります。予防接種、これも聞かなあかんのですけども、見積りが何件あって、實際上、接種をしたのは何件で、何件しかなかったのか、これらについて詳細にご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、議会で質疑しないと答えが得られないということにつきましては、誠に申し訳ございません。

次に、防災公園の中身についてですが、機能につきましては、防災資機材を保管する備蓄倉庫をはじめ災害時にかまどとして使用可能なベンチや、テントとして使用可能なあずまや、自家発電設備や防災活動用の空き地、これなどを備えた施設といたします。

あと、収容人員ですけども、約200名を予定してございます。

それから、バリアフリー化でございます。これにつきましては、当初と大きな差があるということですが、これにつきましては、国の補助対象金額の減により市の負担金が減額となったもので、工事として、特にどこが減ったというものはございません。工事は全て完了してございます。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

費用対効果ということでしたけれども、歳入につきましては、歳出のほうで、4款2項1目クリーンセンター費の財源に充たっていると思っておりますけれども、ごみの減量化を進めている市といたしましては、ごみの量に跳ね返っているといえますか、ごみの量で手数料を頂いているというところになりまして、衛生手数料が増え続けるというところは少し問題があるかと思っております。

いずれにいたしましても、市としましては、事業系一般廃棄物も含めて、ごみの減量化を推し進めて、これからもまいりたいと考えております。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質疑にお答えさせていただきます。

当初見積りがどれぐらいあって、実績がどれぐらいあったかというご質問だったかと思うのですが、先ほど申し上げた予防接種の種類ごとで申し上げます。四種混合につきましては、当初見積り1,840人、実績は1,685人でした。小児用肺炎球菌ワクチンについては、当初見積り1,840人、実績は1,634人でした。ヒブワクチン

については1,840人の当初見積り、実績が1,631人、B型肝炎につきましては、当初見積り1,420人、実績が1,217人でした。高齢者の肺炎球菌につきましては、当初見積り883人、実績は402人でした。それから、風疹の抗体検査ですけれども、これ当初見積りは2,020人、実績は488人、あと、それに伴う予防接種は、当初見積り400人で、実績124人でした。

○田畑議長 土木課長。

○矢代土木課長 再質疑にお答えします。

予算との開きというところなんですけれども、先ほどもお答えしたとおり、積算資料等により適正に積算はしております。ですが、入札参加者による企業努力等により、応札額が下がっているということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 一般廃棄物についてですが、費用対効果、金額は分かりますか。

それと、入札効果とよく市側は、執行部の皆さんは言われるんですけども、入札効果の基本的な考え方、スタンスに、私は疑義を感じておるわけでありまして。そういう点で、もっと市民に分かりやすく、市民目線で、これはこういうことで入札、企業努力というのは、それは一定の企業ですから努力もするでしょうけれども、当初予算の積算根拠、積算が、やはり甘いと言わざるを得ないと思います。これについてどのように考えておるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総合保健福祉センター長。

○山本総合保健福祉センター長 すみません。クリーンセンターのごみという処理委託料の増額の件につきまして、費用対効果と言われましたが、クリーンセンターのごみ処理というのは、国民生活、経済の安定的確保に不可欠な業務でございます。費用対効果等を求めて残すということは絶対できません。岩出市内で発生したごみにつきましては、岩出市内で処理をする。一般廃棄物に限ってなんですけど、それがありますので、それが費用対効果、そういうのを求めておりませんので、そういう考えはございません。

○田畑議長 土木課長。

○矢代土木課長 再々質疑にお答えします。

当初の積算は甘いというお話なんですけれども、積算資料、市場価格等により適正に積算してございます。

○田畑議長 続きまして、議案第33号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第33号について質疑を行います。

今回のこの議案についてですが、職員手当として、超過勤務手当の内訳、超過勤務手当が計上されておりますが、この内訳についてお聞きをしたいと。

それから、人材派遣業務委託についてお聞きをしておきたい。

それから、特別定額給付金に関してであります。計上は54億円ということであるんですけども、岩出市の人口を考え、それと岩出市に居住されている外国の方等々を考えて、これでは、5万4,000人かなということなんです。実際上、特別定額給付金については1人10万円ですから、人口割にしてそれを計上するというのが普通ではないかなと思うんですが、これについてお聞きをしたい。

それから、子育て世帯の臨時特別給付金、これについて、その内訳をお聞きしたいと思います。

それから、補償金について、これをお聞きしたいと思います。

以上です。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の特別定額給付金の関係の超過勤務手当の内訳ですが、8人の3時間30分、これを時間単価1,694円の超勤の割増し1.25掛けまして、その100日分、592万9,000円で算定してございます。

次に、人材派遣業務委託料についてでございますが、申請書の入力業務や電話対応などの業務を委託するため計上してございます。予算につきましては、2,000円の8時間掛ける98日間、これを10人に消費税を掛けまして、1,724万8,000円を算定しております。

次に、特別定額給付金54億円についてですが、令和2年4月27日時点での給付対象者5万3,852人に、出生や住所設定、または施設入所等児童等による不測の増を見込み、予算上の給付対象者を5万4,000人として、1人10万円で54億円を計上したものでございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員のご質疑の4点目、子育て世代への臨時特別給付金8,054万円についてお答えいたします。

子育て世代への臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症対策とし

て、国の制度に基づき子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和2年4月分の児童手当受給世帯に対し、児童1人当たり1万円を給付するための事業費となります。

なお、対象世帯へ、できる限り早急に支給するため、国の補正予算が成立した4月30日と同日で専決補正しております。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員の5点目のご質疑にお答えいたします。

補償金383万4,000円の内訳についてですが、この補償金は、コロナウイルス感染防止により、3月2日から3月24日までの間、学校が休業したことによる学校給食関係事業者への補償金でございます。

内訳といたしましては、牛乳98万9,932円、パン加工委託料75万5,837円、米飯加工委託料102万5,605円、野菜106万2,200円の計383万3,574円となります。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 給付金の手当の1,694円と言われたんですが、それと人材派遣業務委託料、時給2,000円の8時間の1万6,000円、これらの金額の基礎となっているものは何でしょうか。

それと、委託料についてですが、これは契約をして、契約を交わした上で委託料としてどこに払っているのか、これをお聞きしておきたいと思います。

それから、特別定額給付金に関してであります。更生養護相談所等におられる方、あるいは岩出市に4月27日現在で戸籍がない方、いわゆる一般的にはホームレスと言われる等の方なんです。これらについては岩出市は把握をしておられるのか。もし把握しているとすれば、どのような形で、これらの更生保護者に対して、指導、手続をしているのか。ここら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

それと、この給付金については世帯主に給付されるということで、DVとか、それから別居している親御さん、これらについてはどのような手だてをして、手続を進めていっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず超勤ですけれども、これにつきましては、令和2年度の超勤対象者の職員の平均を取ってございます。また、業者への委託につきましては、委託先は、あおぞら株式会社となっております。その中での契約ということで2,000円としてございます。

あと、ホームレス等の把握につきましては、これにつきましては、あらゆるPRでございます。市の広報紙、またはウェブサイト等、または一般のテレビ放送等、そういうものを見ていただく。それによって周知いただくということしか把握できていないというのが現実でございます。ホームレスの把握というのは、今回は本人からの申請によるものでございますので、把握ということでは、特にございません。

あと、世帯主と別居、DV等でございますが、これにつきましては、県を通じて、各市町村と連携を取りながら、できるだけ皆様に行き渡るようにということで、いろいろ取ってございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 DVの対象者、岩出市は何人と把握をされていますか。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 DVの対象者ですが、これにつきましては、岩出に住所を置いている方、この方が今回のうちでも払うような形になりますので、特に人数というのは把握してございません。本人の申請、これによるものでございます。これは全国的に連携を取ってしているものでございます。

○田畑議長 続きまして、議案第34号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第34号についてお聞きをしたいと思います。

第24条の徴収猶予の特例として、おおむね20%以上減少したということですが、これはどのような形で証明すればよろしいのか。減少した内容についてどうするのかということでもあります。

それから、25条の寄附金税額控除の内容について、それから、請求権を放棄した者とあるが、どういう内容なのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えします。

ご質疑の1点目、おおむね20%以上の減少とは、令和2年2月以降の任意の1か月以上の期間において、事業等に関わる収入が、前年同期に比べておおむね20%以上減少している場合が、徴収猶予の特例の対象要件の1つとなるということでございます。

これにつきましては、どういうふうに証明すればよいのかということでございますけれども、法人であれば売上高、個人であれば事業の売上高、給与収入、それから不動産賃料の収入等になるんですけども、その売上帳とか給与明細、預金通帳等の写し、それから現金出納帳などを出していただいて、ホームページ、ウェブサイトのほうにでも徴収猶予申請書というのがございますので、それに書いていただいて、していただくということでございます。

次に、2点目の第25条における寄附金税額控除の内容は、新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請等を受けて中止したイベントについて、チケット等を購入した個人が払戻しを受けることを放棄した場合に、イベントの主催者から交付される指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書、この2点の証明書をもって申告いたしますと、寄附金税額控除の対象となるものでございます。請求権を放棄した者というのは、イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡いたしまして、主催者から、先ほど申しました指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書を手にした方がそれに該当します。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 20%以上減少、おおむねというのは、ちょっと概念がよく分からないんですが、おおむねですから、20%以下でもいいし、20%、おおむねというのはどういう範囲のことを指すのか、お聞きをしておきたいなと思うんですが。今、ご答弁の中で、証明書に代わるものとして、売上げとか、現金出納帳とか、いろいろ言われました。これについてですが、税務申告した後の昨年度と今年度の比較をして、現状はこうなっていますよというような部類も、そういう部類も入るのかどうか。

それから、25条の件ですが、イベントをやってて、イベントの請求権を放棄したということは、寄附金税額控除の点であります。これについては、年明けの確定申告の際に、寄附金税額控除の形で税務署に申告をするという手続きでいいのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

- 松本税務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

おおむね20%以上ということですので、先ほど申し上げましたとおり、ウェブサイトにも申請書というのを明記しておるんですけども、そこで計算されたところが、おおむね20%以上ということでございます。でも、20%未満の場合でも、聞き取り等の結果、納税者の置かれた状況が、十分に徴収猶予の特例に適用することが相当であるということであれば、そこは20%以下でもできるというようなことになっておりますけども、そこは今来である分につきましても、大体聞き取りによりましたら、20%以上ということに皆さんになってきておりますので、大体そこを基準としてやっていきたいと考えております。

それから、寄附金控除の件なんですけども、確定申告のときに、先ほど申しました2つの書類、証明書を持って行っていただければ、所得税のほうの寄附金控除も受けられますし、市民税のほうの寄附金税額控除も受けられるということでございます。

- 田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

- 田畑議長 続きまして、議案第35号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

- 尾和議員 議案第35号について質疑を行います。

附則の第16項、軽減措置についてであります。これも売上高に関して証明するものは何かということでもあります。

それから、今回の専決処分、今までの専決処分の内容を見ますと、コロナ問題に端を発した議案であろうと思うんですが、事実的経過において、専決処分をせざるを得なかった理由について、具体的に答弁をいただきたいと思っております。

- 田畑議長 答弁願います。

税務課長。

- 松本税務課長 尾和議員の質疑について、お答えいたします。

附則第16条の軽減措置について、売上高に関して証明するものは何かということですが、これは中小企業庁の認定経営革新等支援機関等が確認書を発行することになっておりますので、そして、その確認書の内容については、会計帳簿等で令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の期間の事業収入が、前年同期と比べて減少していることを確認するとのことでございます。

それで、専決処分をしなければいけなかった理由ということでございますが、まず、新型コロナウイルスに関しては、4月30日に地方税法が通りまして、それから岩出市は5月1日に専決処分したということでございますが、なるべく市民の皆様早くこういう措置があるということをお伝えしようということで、専決処分したものでございます。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 専決処分を行った理由につきましてですが、条例等につきましては、法令等が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分を行わないと、法令と条例にそごが生じるためでございます。

また、補正予算に関しましては、これは元年度の減額等によるものですが、令和元年度の事業執行において予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や事業の増減差額を基金に積み立てる等、次年度の財源とするためでございます。

また、新型コロナウイルス感染症緊急対策関連としまして、特別定額給付金、これにつきましては、迅速に実施する必要があるということで、国の補正予算が4月30日に成立しまして、本市におきましては5月1日からオンライン申請の受付を開始するため、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 専決処分の内容ですが、私は専決処分をしたら駄目とは言っていないんですが、基本を岩出市も考えていただきたいと思えます。

専決処分をやむを得ずせざるを得ないときは、議会が成立しないとき、それから113条のただし書の場合において、なお会議を開くことができないとき、長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこと等が上げられております。

私は、この条例、地方自治法の観点から言いますと、各地方自治体によってばらつきがあるわけですね。専決処分をするということは、議会の形骸化を生むと。専決処分する場合に、議会に緊急に招集して、そこで質疑、ただして、その上で採決をします。専決処分をしますと、あとは承認だけになるわけです。法的には、それが有効であると言われておりますが、民主主義の原点は、この本会議において質疑をし、討論して、内容を確認しながら、執行は進めていくべきだということを考えておりますので、今後については、専決処分をする場合については、議会の議を得

た後、議会における採決をした後に実施をしていく。万やむを得ない場合については、それは事前に議会に届け出るのが筋ではないかと思えます。

今回の専決処分に関して、各地方自治体でも専決処分にしないで、その都度、議会を開催して、議決を求めている地方自治体もあるわけですから、その点は市長のほうで十分今後については、余裕を持って、時間的配慮をしながら、議事を進めていただく。議長においても、そういう姿勢でやっていかなければ、議会そのものの、先ほども言いましたように、形骸化を生むということになりますので、その点については配慮すべきであるというふうに考えておりますので、議長のほうでも、この件については検討していただきたいと思っております。

何か答弁があれば言ってください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

尾和議員おっしゃるように、議会の議決というのは、それが通常の形であると考えてございます。ただし、今回の件につきましては、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかということで、その理由につきましては、先ほど申し上げたような理由でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 これはくどいようですが、この議案そのものについては反対をすることではありませんけれども、事前に議会に諮るとというのが原則だということを認識をしていただかないと、議会がありながら、議会を軽視をしていると言わざるを得ないわけですから、その点について、市長のほうから、最後に答弁をしていただきたらと思うんですが、どうでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質疑についてお答えをいたします。

おっしゃられるとおりだと思いますけれども、万やむを得ずという場合もありますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いします。

○田畑議長 続きまして、議案第41号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 もう時間もありませんので、これで、次のやつについては委員会で質疑

をするということにします。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第22号から議案第48号までの議案27件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第48号までの議案27件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第30 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第30 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

福山晴美副議長、演壇でお願いします。

○福山副議長 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 福山 | 晴美 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 玉田 | 隆紀 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 増田 | 浩二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 山本 | 重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田中 | 宏幸 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 尾和 | 弘一 |

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、和歌山地方法務局長、和歌山地方法務局岩出出張所長

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

和歌山地方法務局岩出出張所は、岩出市及び紀の川市地域における不動産登記など、市民の財産の権利に関する業務を取り扱っており、市民にとっては欠くことのできない行政窓口の1つとなっております。

岩出市出張所の本局への統合については、国における行政改革推進の一環として進められているものでありますが、当該出張所の廃止は、岩出市及び紀の川市地域

に居住する市民の生活にとって多大な影響を及ぼすものであります。

よって、地域住民の利便性の確保の観点等から、和歌山地方法務局岩出市出張所を存続されるよう、意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月22日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月22日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(14時12分)